

**一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構**  
**京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領**

**(趣旨)**

第1条 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構（以下「機構」という。）は、地球温暖化対策を推進し、併せて温室効果ガス削減対策技術を普及させることを目的として、京都市内の中小企業等が行う温室効果ガス削減のための設備の整備に要する経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

**(用語の定義)**

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省エネ設備 高効率設備、高断熱化のための設備等エネルギーの使用の合理化を促進させるための設備
- (2) 省エネ・節電・EMS診断 エネルギーの使用状況や建築物の構造等の調査・分析に基づき、エネルギーの使用の合理化に資する措置を明らかにすることのうち、機構が平成28年度に実施する「省エネ・節電・EMS診断事業」並びに平成27年度及び平成26年度に実施した「省エネ・節電診断事業」
- (3) 省エネ設備整備事業 省エネ・節電・EMS診断に基づき、第1号に掲げる省エネ設備を導入するための事業

**(補助対象者)**

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で省エネ・節電・EMS診断を受けた京都市内の事業者とする。ただし、京都市地球温暖化対策条例（平成16年京都市条例第26号）第2条第1項第6号の特定事業者を除く。

- (1) 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定するものとし、以下の項目に該当する者を除く。）
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
  - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
  - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (2) 有限責任事業団体（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定するもの）
- (3) 医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下、又は補助対象事業所における入所定員数が150人以下のものに限る。）
- (4) 社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下、又は補助対象事業所における入所定員数が100人以下のものに限る。）

(5) 前各号に準じるもので、機構理事長が、特に交付の必要があると認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は補助対象者とならないものとする。

(1) 京都市税を滞納している者

(2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)であると認められる者

(3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められる者

(8) 第2号から第6号まで(第7号の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者

#### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、下表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
省エネ・節電・EMS診断において提案された施策に基づき実施する既存建築物の省エネ設備整備事業(次の各号のいずれにも該当するものに限る。) ただし、増築に係る事業及び消耗品の購入を主とする事業は除く。 (1) 法令及び条例等の規定に適合していること。 (2) 京都市内に事業所(本店、支店及び営業所等)を有する法人又は京都市内の個人事業所と工事請負契約を締結して、省エネ設備を導入すること。 (3) 補助対象事業に関し、京都府、京都市及び国等の財源を用いた他の公的補助金等を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。 (4) 太陽光等の再生可能エネルギーを用いた発電設備の整備事業においては、発電した電気を自家消費又は余剰電力の買取に使用する発電設備の設置である	設計費、設備費、工事費、諸経費(当該経費からこれらに係る消費税及び地方消費税に相当する額を減額した後の金額)	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(算出額が1,500千円を超える場合は、1,500千円。算出額が200千円未満となる場合は、補助の対象としない。また、千円未満の端数は切り捨て。)

<p>こと。（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した、全量を売電する発電設備の整備事業は補助対象事業に含まない。）</p>		
--	--	--

**（交付の申請）**

第5条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、様式第1号による交付申請書に様式第2号及び様式第3号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める募集期間内に機構理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた交付申請に係る補助金の合計金額が予算の範囲を超えた場合は、交付申請の募集を停止する。

**（交付の決定）**

第6条 機構理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 機構理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

**（事業内容の変更）**

第7条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を機構理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業の実施場所の変更
- (2) 補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

**（事業の中止又は廃止）**

第8条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第5号による事業の中止又は廃止届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

**（補助事業の遅延等の報告）**

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに機構理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### **(遂行状況報告)**

第10条 機構理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

#### **(実績報告)**

第11条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第6号による実績報告書に、様式第7号のほか次の各号に掲げる書類を添えて機構理事長に提出しなければならない。

- (1) 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（発注書・請書等）、納品書、請求書
- (2) 経費の支払が確認できる資料（請求書、振込依頼書、領収書）の写し
- (3) 事業の実施状況を確認できる写真
- (4) 事業計画に変更があった場合は、温室効果ガス排出量の削減効果を算出する根拠となる資料
- (5) その他、必要と認める資料

2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、機構理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

#### **(額の確定等)**

第12条 機構理事長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

#### **(補助金の請求及び支払い)**

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第8号による請求書により、補助金の交付を請求するものとする。

2 機構理事長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

#### **(補助金の交付取消等)**

第14条 機構理事長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要領に違反したとき
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があったとき

2 前項の規定により取消又は変更したときは、機構理事長は速やかに補助事業者に通知するものとする。

#### **(補助金の返還)**

第15条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### (財産処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、様式第9号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内（以下「法定耐用年数」という。）において、機構理事長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第10号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。
- 4 機構理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。

#### (補助金の経理等)

- 第17条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

#### (その他)

- 第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、機構理事長が別に定める。

#### (附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所在地

名称(法人名)

代表者役職名

氏名

㊟

京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付申請書

京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円 (千円未満切り捨て)

2 添付資料

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 事業収支予算書(様式第3号)

(3) その他添付資料

ア 法人登記事項証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの) ※法人の場合  
開業届又は所得税等申告書の写し ※個人事業者の場合

イ 省エネ設備等の整備により見込まれる温室効果ガスの削減量を算出する根拠となる資料

①整備する省エネ設備の仕様がわかる書類(設備のカatalog等)

②当該設備の改修前後のエネルギー使用量を計算した書類 など

ウ 対象設備の整備に関する見積書の写し(所要額の内訳が分かるもの)

(2社以上の市内に事業所を置く施工者からの見積書の写し)

エ 事業実施場所の写真及び位置図

①更新前設備の設置状況写真及び設置位置図

②更新設備の設置計画図

オ 省エネ・節電診断の診断結果報告書のうち、整備に係る部分の写し

カ 市民税、固定資産税及び都市計画税の市税に関する納税証明書(申請日前から3箇月以内に発行されたもの)

提出にあたっては、代表者の印を押印してください。

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

1 申請事業者の概要

申請事業者名	
本社（主たる事務所）の所在地	（〒 - ）
資本金又は出資金の額	万円
従業員数	人
業 種	
主要生産品目等	
京都市地球温暖化対策条例に規定する特定事業者の該当	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
担当者連絡先	所属・役職・氏名： 事務所所在地：（〒 - ）  T E L：（ ） - F A X：（ ） - Eメール：

2 事業の概要

省エネ設備等の設置場所	事業所名： 所在地：京都市
事業実施期間（予定）	着手（発注）時期：平成 年 月 日（予定） 完了（支払）時期：平成 年 月 日（予定）
事業内容 ※整備しようとする設備等の名称、概要、能力、台数等を記載のこと	
省エネ設備等の整備により見込まれる削減効果	照明設備 温室効果ガス排出量削減効果 t-CO2/年
	空調設備 温室効果ガス排出量削減効果 t-CO2/年
	ボイラー・その他設備 温室効果ガス排出量削減効果 t-CO2/年

※ □印は、該当するものにチェック（「レ」又は「■」）してください。

様式第3号 (第5条関係)

事業収支予算書

1 収入内訳

区 分	収 入 金 額	備 考 (資金調達先等)
本補助金 申 請 額	円	C×1/3 以内の額 (千円未満切り捨て) ただし、1,500千円が上限
自己資金	円	
借 入 金	円	
その他 <sup>※1</sup>	円	
合 計 <sup>※4</sup>	A 円	

2 支出内訳

区 分	支 出 金 額 (税込み)	補助対象経費 <sup>※2</sup> (税抜き)	左の内訳 <sup>※3</sup>
設 計 費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
本工事費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
付帯工事費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
機械器具費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
測量及び 試 験 費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
合 計 <sup>※4</sup>	B 円	C 円	① 円 ② 円 ③ 円

注)

※1… 他の公的補助金との併給はできません。

※2… 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

※3… 「左の内訳」欄は、整備する省エネ設備等 (①照明設備、②空調設備、③ボイラー及びその他設備等) ごとに補助対象経費の内訳 (金額) を記載してください。

※4… 収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。

様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地

名 称（法人名）

代 表 者 役 職 名

氏 名

㊦

京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記補助金について、別紙のとおり事業内容を変更したいので、京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領に基づき承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更の時期

注) 変更の内容については、事業計画書（様式第2号）及び事業収支予算書（様式第3号）に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は2段書きとし、上段に（ ）書きで変更前の数値等を記載してください。

また、交付申請書の添付書類に変更がある場合は、変更後の書類を添付してください。

様式第5号（第8条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地

名 称（法 人 名）

代 表 者 役 職 名

氏 名

㊟

京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金中止（廃止）届

平成 年 月 日付で交付決定のあった上記補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領に基づき提出します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の時期

様式第6号(第11条関係)

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所在地

名称(法人名)

代表者役職名

氏名

㊤

京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった上記補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

1 事業の完了年月日 平成 年 月 日

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

(補助対象経費) ( 円)

4 添付資料

(1) 精算報告書(様式第7号)

(2) その他添付資料

ア 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類(発注書、請書等)、納品書、請求書の写し

イ 経費の支払が確認できる資料(請求書、振込依頼書、領収書)の写し

ウ 事業の実施状況を確認できる写真

エ その他、必要と認める資料

様式第7号 (第11条関係)

精算報告書

1 収入内訳

区 分	収 入 金 額	備 考 (資金調達先等)
本補助金	円	C×1/3 以内の額 (千円未満切り捨て) ただし、1,500千円が上限
自己資金	円	
借入金	円	
その他	円	
合 計※3	A 円	

2 支出内訳

区 分	支 出 金 額 (税込み)	補助対象経費※1 (税抜き)	左の内訳※2
設 計 費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
本工事費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
付帯工事費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
機械器具費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
測量及び 試 験 費	円	円	① 円 ② 円 ③ 円
合 計※3	B 円	C 円	① 円 ② 円 ③ 円

注)

※1… 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。

※2… 「左の内訳」欄は、整備する省エネ設備等 (①照明設備、②空調設備、③ボイラー及びその他設備等) ごとに補助対象経費の内訳 (金額) を記載してください。

※3… 収入合計Aと支出合計Bは同額であり、一致します。

# 請 求 書

金 額			百	十	万	千	百	十	円

ただし、京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金として

上記の金額を請求します

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

請 求 者

所 在 地

名 称 (法 人 名)

代表者 (職・氏名)

㊟

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	銀 行 信用金庫	支 店	普 通 当 座	第	号
口 座 名 義	(フリガナ)				

様式第9号（第16条関係）

取得財産管理台帳

<div style="text-align: right;">財産名</div> <div style="text-align: left;">区分</div>		
規格・個数		
耐用年数	年	年
導入価格	円	円
償却期間（年数）	年	年
取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
設置（保管）場所		
備考		

（記入上の注意）

- 1 京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領第16条の規定により処分を制限された取得財産とともに、減価償却する財産等についても記載してください。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 3 「取得年月日」欄は、検収した年月日を記載してください。

様式第10号（第16条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構理事長 様

所 在 地

名 称（法 人 名）

代 表 者 役 職 名

氏 名

㊟

京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金取得財産処分承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定及び平成 年 月 日付けで額の確定通知のあった上記事業により取得した財産について、やむを得ず処分する必要が生じたので、京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金交付要領に基づき報告します。

記

1 処分対象となる取得財産

2 処分の方法（廃棄等）

3 処分の理由